

## 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団国民体育大会参加激励費交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、松山市におけるスポーツの育成を図るため、国民体育大会参加者に対し、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団が激励費を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対 象)

第2条 激励費は、当該年度の国民体育大会に参加するチーム又は個人の監督・選手に対して予算の範囲内で交付する。但し、松山市在住者に限る。

### (激励費の額)

第3条 激励費の額は、第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

- (1) 1人5,000円とする。
- (2) 各種目の競技規則による監督及び選手の数（当該国民体育大会開催要項等に定められた人員の範囲内に限る。）

### (激励費の申請)

第4条 激励費の交付を受けようとする者は、理事長に国民体育大会開催日の10日前までに、激励費交付申請書および請求書を提出しなければならない。

2 前項の申請者は、愛媛県スポーツ協会に加盟する競技団体の会長とする。

### (激励費の交付決定)

第5条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、激励費交付決定通知書により通知するものとする。

### (激励費の交付)

第6条 激励費は、国民体育大会参加前に全額交付する。

### (激励費の交付の変更申請及び決定)

第7条 激励費の交付決定を受けた者（以下、申請者という。）は、次の各号の一に該当するときには、あらかじめ激励費変更交付申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象者等が変更になったとき。

(2) その他、交付決定額に変更が生じる事象が発生したとき。

2 前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更交付決定通知書により、申請者に対し通知するものとする。

(激励費の返還)

第8条 理事長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により激励費の交付を受け、又は激励費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。